

## CellNetworkOrganizer契約条項

- 第1条 (サポートの委託)  
甲は対象ルーターおよび対象ルーターによるインターネット通信とVPN通信の正常な運用を維持する為、そのサポートを乙に委託し、乙はこれを受託します。
- 第2条 (サポート対象時間)  
本契約に基づくサポートの対象時間は、乙の営業時間 土曜・日曜・祝日・乙の指定日を除く9:00から17:30に限るものとします。  
ただし、乙が別途定める料金により営業時間外のサポートを個別に承諾した場合はこの限りではありません。
- 第3条 (通常サポート作業)  
(1) 甲に設置している対象ルーター及び対象ルーターによるインターネット通信とVPN通信の監視  
(2) 遠隔による対象ルーターの設定内容の変更やファームウェアアップデート作業  
(3) 甲の正常な使用の過程での対象ルーター並びに対象ルーターによる通信の異常時の原因究明
- 第4条 (特別サポート作業)  
次に掲げる適用除外作業及び適用除外事由に該当する場合、サポートサービスの適用範囲外とします。  
甲が上記の保守サービス作業の実施を求める場合には、乙が承諾した場合に限り、本契約の特別保守としてこれを提供します。  
〔適用除外作業〕  
① 障害復旧や設定変更などによる訪問を伴う作業  
② 契約書に記載の機器、連結機器装置及び通信媒体装置の改造及び移設に伴う作業  
③ 甲の運転停止・再開に伴う立会作業  
④ 甲からの要請により、乙との同意のもとに行ったサポートサービス時間帯以外の作業  
⑤ 対象以外のその他の通信機器に関わる設定作業  
⑥ 機器及びソフトウェアメーカー・提供元の推奨しない用途の設定作業  
⑦ 以上各号のほか、第3条に定める以外のサービス
- 第5条 (サポート対象外)  
次の各号に規定する作業は、本契約の対象外とします。  
① 天才地変その他の不可抗力または甲の故意・過失により生じた障害の復旧作業  
② 乙または乙が指定する技術員以外の者が修理、調整または加工したことに起因する故障の修理等。  
③ 乙の事前の了解なく設置場所が変更されていた場合における障害の復旧作業  
④ 対象機器とその通信障害以外の障害復旧作業
- 第6条 (支払い条件等)  
甲は、表記第3項に定めたサポート契約料金を自動引き落としにより支払うものとします。  
なお、甲から乙に支払われたサポート料金はいかなる場合も返却されないものとします。
- 第7条 (契約期間)  
(1) 本契約は、表記第3項の期間中効力を有し、中途解約できないものとします。  
(2) 期間満了の3か月前までに甲乙いずれからも書面による更新解約の申し出がない時は、本契約は自動的に更新され更に1年間効力を有するものとし、以後も同様とします。
- 第8条 (契約解除違約金)  
甲の責による契約解除が発生した場合、「契約期間の残り月数×契約金額」を甲は乙に即時支払うものとする。
- 第9条 (サポート責任範囲)  
乙は本契約に基づき適正なサポート作業に当たるものとしますが、バックアップのないデータの消失・破壊またはそれらに起因する損害についてはその責を負わないものとします。
- 第10条 (管轄裁判所)  
本契約に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。
- 第11条 (協議)  
本契約の解釈について疑義を生じた場合、または本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、誠意をもって円満に解決を図るものとします。